

都市計画法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定に係る都市計画の原案を作成したので、法第16条第2項の規定に基づく京都市地区計画等の案の作成手続に関する条例（以下「条例」という。）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該原案を縦覧に供します。

なお、条例第3条の規定により、法第16条第2項に規定する方は、当該原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、京都市長に意見書を提出することができます。

平成24年8月17日

京都市長 門川 大作

1 地区計画の名称

明倫元学区地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

京都市中京区饅頭屋町、七観音町、烏帽子屋町、鯉山町、山伏山町、菊水鉾町、了頓
図子町、観音堂町、三条町、六角町、百足屋町、骨屋町、玉蔵町、西六角町、橋弁慶町、
姥柳町、不動町、占出山町、天神山町及び西錦小路町

京都市中京区場之町、柿本町、役行者町、町頭町、手洗水町、箏町、小結棚町、炭之
座町、御倉町、衣棚町、釜座町、姉西洞院町、梅忠町、堂之前町、一蓮社町及び元法然
寺町並びに下京区郭巨山町、月鉾町及び函谷鉾町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成24年8月17日から平成24年8月31日まで（ただし、土曜日、日曜日及び
休日は除く。）

5 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

6 意見書の提出

当該都市計画の原案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計
画の原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日
の翌日から起算して1週間を経過する日までに（必着。ただし、郵送による場合は、縦

覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの消印のあるものは有効),
京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送(〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地, 京都市都市計画局都市企画部都市計画課), ファックス(075-222-3472) 若しくは電子メール(tokeika@city.kyoto.jp) によって提出してください。

7 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)